

建退共掛金日額及び予定運用利回りの改定のお知らせとお願い

令和3年10月1日から建退共の掛金日額は

- ・ 310円から10円引き上げて**320円**に
- ・ 予定運用利回りは3.0%から**1.3%**に引き下げになります。

※共済証紙貼付方式・電子申請方式いずれによる場合も適用されます。

- 近年の金融市場の状況等を踏まえ、制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から1.3%に引き下げられます。
- 予定運用利回り引き下げに伴う退職金水準の低下をできるだけ少なくし、制度の魅力を損なわないようにするため、掛金日額の310円から320円への引き上げをあわせて行います。なお、令和3年9月までに納付された掛金は、従来通りの予定運用利回りが適用されます。
- 310円の現行証紙は令和3年9月就労分まで共済手帳へ貼付していただき、令和3年10月1日以降就労分については320円の新証紙を貼付してください。
- 令和3年10月以降は310円の証紙は販売しておりませんので、不足することのないようご注意ください、残った場合は、新証紙に交換してください。
※詳細については、今後、契約者の皆様方へ関係書類を送付させていただく予定です。

建設業を取り巻く環境が大変厳しい中での掛金日額等の改定でございますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

電子申請方式の導入のお知らせと注意事項

令和3年3月1日から電子申請方式の申込の受付を開始しました。

<お申込み方法>

建退共のホームページまたは就労実績報告作成ツールという無料のアプリケーションから申込書を印刷し、必要事項を記載の上、最寄りの建退共支部にご郵送ください。

<掛金納付方法>

共済証紙の代わりとなる「退職金ポイント」

- 電子申請方式では、共済証紙の代わりに「退職金ポイント」という電子ポイントをペイジーまたは口座振替で購入します。
- 「退職金ポイント」は、電子申請専用サイトで管理します。

証紙の貼付・消印の代わりとなる「就労実績報告」

- 電子申請方式では、就労実績報告作成ツールに、被共済者個別の就労日数を入力します。
入力した就労実績は電子申請専用サイトに登録し、退職金ポイントから掛金を充当する仕組みです。
- 元請が下請分までまとめて掛金を納付する場合は、証紙のように現物交付はせず、元請が下請分をまとめて就労実績報告を登録してください。

<注意事項>

- ・ 共済手帳は、証紙貼付方式と電子申請方式ともに現行のまま使用できます。
- ・ 電子申請方式を申し込んだ後も、証紙を手帳に貼って掛金を納めることができます。現場の規模等に合わせて、電子と証紙を使い分けることも可能です。
- ・ 下請が電子申請方式を申し込めば、元請に納めてもらった電子申請方式の掛金納付状況をPC、スマートフォンで確認することができます。